原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第３項の規定に基づき届け出ます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 原子力事業所の名称及び場所 | | | |
| 放射線障害防護用器具 | 汚染防護服 | | 組 |
| | 呼吸用ボンベ付一体型防護マスク | | 個 |
| | フィルター付き防護マスク | | 個 |
| 非常用通信機器 | 緊急時電話回線 | | 回線 |
| | ファクシミリ | | 台 |
| | 携帯電話等 | | 台 |
| 計測機等 | 固定式測定器 | | 台 |
| | ガンマ線測定用サーベイメータ | | 台 |
| | 中性子線測定用サーベイメータ | | 台 |
| | 空間放射線積算線量計 | | 個 |
| | 表面汚染密度測定用サーベイメータ | | 台 |
| | 可搬式ダスト測定関連機器 | サンプラ | 台 |
| | | 測定器 | 台 |
| | 可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器 | サンプラ | 台 |
| | | 測定器 | 台 |
| | 個人用外部被ばく線量測定機器 | | 台 |
| その他資機材 | ヨウ素剤 | | 錠 |
| | 担架 | | 台 |
| | 除染器具 | | 式 |
| | 被ばく者の輸送のために使用可能な車両 | | 台 |
| | 屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備 | | 式 |
| | その他 | モニタリングカー | 台 |

備考１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。
　　２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

**記録様式第５**（第６条関係）

（表面）

第　　号

原子力災害対策特別措置法第32条第２項の規定による身分証明書

写真

（押出スタンプ割印）

職名及び氏名

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

発　行　者　　印

（裏面）

原子力災害対策特別措置法（抄）

第32条　内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、所在都道府県知事、所在市町村長又は関係周辺都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、原子力事業所に立ち入り、当該原子力事業所に係る原子力事業者の施設、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により職員が原子力事業所に立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第41条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

六　第32条第１項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とする。
　　２　発行者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長とする。